



# 島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第78号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規 則】

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
生活保護法施行細則の一部を改正する規則	（地 域 福 祉 課）	3
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	（薬 事 衛 生 課）	4

**公布された条例等のあらまし**

## ◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第55号）

- 1 規則の概要  
行政不服審査法の施行に伴う様式の整理
- 2 施行期日  
平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

## ◇生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第56号）

- 1 規則の概要  
生活保護法施行令の改正に伴う様式の整理（様式第 7 号・様式第11号関係）
- 2 施行期日  
平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

## ◇製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（規則第57号）

- 1 規則の概要  
職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う規定及び様式の整理（第 3 条・様式第 1 号関係）
- 2 施行期日  
平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

**規 則**

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第55号**

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号表面中「不服があるとき」を「ついで審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「(1) をする」を「する」に、「(2) を(1) に、「前記の (1) 」を「前記の審査請求」に、「その (1) 」を「その審査請求」に、「(3) 」を「裁決」に改め、同様式裏面備考 1 中「(1)には審査請求又は異議申立てを、(2)には」を「(1)には、」に改め、「(3)には裁決又は決定を、それぞれ」を削る。

様式第 2 号表面中「不服があるとき」を「ついで審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「(1) をする」を「する」に、「(2) を(1) に、「前記の (1) 」を「前記の審査請求」に、「その (1) 」を「その審査請求」に、「(3) 」を「裁決」に改め、同様式裏面備考 1 中「(1)には審査請求又は異議申立てを、(2)には」を「(1)には、」に改め、「(3)には裁決又は決定を、それぞれ」を削る。

様式第 3 号表面中「不服があるとき」を「ついで審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「(1) をする」を「する」に、「(2) を(1) に、「(3) を(2) に、「前記の (1) 」を「前記の審査請求」に、「その (1) 」を「その審査請求」に、「(4) 」を「裁決」に改め、同様式裏面備考 1 中「には審査請求又は異議申立てを、(2) を削り、「(3) を(2) に改め、「(4)には裁決又は決定を」を削る。

様式第 4 号表面中「不服があるとき」を「ついで審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「(1) をする」を「する」に、「(2) を(1) に、「(3) を(2) に、「前記の (1) 」を「前記の審査請求」に、「その (1) 」を「その審

査請求」に、「(4)」を「裁決」に改め、同様式裏面備考1中「には審査請求又は異議申立てを、(2)」を削り、「(3)」を「(2)」に改め、「(4)には裁決又は決定を」を削る。

様式第5号表面中「不服があるとき」を「ついで審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「(1)をする」を「する」に、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に、「前記の(1)」を「前記の審査請求」に、「その(1)」を「その審査請求」に、「(4)」を「裁決」に改め、同様式裏面備考1中「には審査請求又は異議申立てを、(2)」を削り、「(3)」を「(2)」に改め、「(4)には裁決又は決定を」を削る。

様式第6号表面中「不服があるとき」を「ついで審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「(1)をする」を「する」に、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に、「前記の(1)」を「前記の審査請求」に、「その(1)」を「その審査請求」に、「(4)」を「裁決」に改め、同様式裏面備考1中「には審査請求又は異議申立てを、(2)」を削り、「(3)」を「(2)」に改め、「(4)には裁決又は決定を」を削る。

様式第7号表面中「不服があるとき」を「ついで審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「(1)をする」を「する」に、「(2)」を「(1)」に、「前記の(1)」を「前記の審査請求」に、「その(1)」を「その審査請求」に、「(3)」を「裁決」に改め、同様式裏面備考中「(1)には審査請求又は異議申立てを、(2)には」を「(1)には、」に改め、「(3)には裁決又は決定を、それぞれ」を削る。

様式第8号表面中「不服があるとき」を「ついで審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「(1)をする」を「する」に、「(2)」を「(1)」に、「前記の(1)」を「前記の審査請求」に、「その(1)」を「その審査請求」に、「(3)」を「裁決」に改め、同様式裏面備考1中「(1)には審査請求又は異議申立てを、(2)には」を「(1)には、」に改め、「(3)には裁決又は決定を、それぞれ」を削る。

様式第10号表面中「不服があるとき」を「ついで審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「(1)をする」を「する」に、「(2)」を「(1)」に、「前記の(1)」を「前記の審査請求」に、「その(1)」を「その審査請求」に、「(3)」を「裁決」に改め、同様式裏面備考1中「(1)には審査請求又は異議申立てを、(2)には」を「(1)には、」に改め、「(3)には裁決又は決定を、それぞれ」を削る。

様式第11号表面中「不服があるとき」を「ついで審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「(1)をする」を「する」に、「(2)」を「(1)」に、「前記の(1)」を「前記の審査請求」に、「その(1)」を「その審査請求」に、「(3)」を「裁決」に改め、同様式裏面備考1中「(1)には審査請求又は異議申立てを、(2)には」を「(1)には、」に改め、「(3)には裁決又は決定を、それぞれ」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

---

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第56号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成12年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第7号（誓約項目）2中<sup>(28)</sup>を<sup>(29)</sup>とし、<sup>(27)</sup>の次に次のように加える。

(28) 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）

様式第7号（誓約項目）2に次のように加える。

(30) 公認心理師法（平成27年法律第68号）

様式第11号（誓約項目）2中<sup>(28)</sup>を<sup>(29)</sup>とし、<sup>(27)</sup>の次に次のように加える。

(28) 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）

様式第11号（誓約項目）2に次のように加える。

(30) 公認心理師法（平成27年法律第68号）

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第57号**

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表」を「職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3」に改める。

様式第1号中「職業能力開発促進法施行令別表」を「職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。